|  |
| --- |
| 配分委員会委員への協議  平成24年11月12日  復興局生活再建課 |

第８回義援金配分委員会　書面協議事項

|  |
| --- |
| 義援金の残金を活用し、下記案により各市町村に対し平成24年11月中を目途に「第３次配分第２回」として追加配分を行うことについて、配分委員会の書面評決を求めるものです。  １　被災者へ年内に義援金を支給するため、平成24年11月末を目途に市町村へ追加配分を行うこと  ２　交付対象者は第３次配分の交付対象者とし、対象１件あたりの**追加配分額を44千円**とすること |

１　義援金残金の状況（平成24年11月末見込）

　　18億1,225万１千円（11月９日に県に交付された日赤等義援金４億1,155万８千円含む）

２　災害関連死に係る保留必要額及び追加配分可能額

（１）災害関連死について、現在も審査が継続していることから、一定の保留が必要

（２）留保額は、平成24年９月末までの災害関連死の認定状況を勘案し300件分・4億9,920万円を保留

（３）したがって、追加配分可能額は、13億1,305万1千円（18億1,225万１千円－4億9,920万円）

※１　平成24年９月末現在災害関連死審査済件数445件（認定者数323件＋不認定者122件）

※２　平成24年９月末現在、県内における災害関連死申出審査中の案件　160件

３　各市町村への追加配分方針案

　　各市町村において第３次配分の交付対象者（死亡、住家の全半壊）に個別に上乗せ交付することを原則とし、交付対象１件あたりの配分単価概要は次のとおり。



４　追加配分の理由

　　被災世帯における冬期や年末年始等の多様な生活需要に対応するため行うもの。

＜参考＞本追加配分後の交付対象１件あたりの額（単位：千円）



※　半壊以上の被害を受けた福祉施設の入所者は、県分義援金の交付対象外。

担当　復興局生活再建課019-629-6936